

北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会（第2回）審議概要

1. 日 時 平成31年1月8日（火）

2. 出席者 総務管理官
会計課長
生産経営産業部 生産支援課長
消費・安全部 消費生活課長
統計部 調整課長
総務課長

3. 審議概要

平成30年度の以下の取組実績について、事務局より報告するとともに、各委員から意見を求めて、次年度の取組計画策定に反映させることとした。

(1) 農林水産省発注者綱紀保持研修（WEB研修）の実施状況について

各地方支分部局等を含む農林水産省の全ての発注担当職員及び管理監督者を対象に実施。

- ①実施期間：平成30年7月23日（月）～平成30年8月24日（金）
- ②対象者：北海道農政事務所全ての管理監督者及び発注担当職員
- ③受講者数：管理監督者39名内32名、発注担当職員78名内69名

(2) 平成30年度発注者綱紀保持研修の実施状況について

公正取引委員会事務総局北海道事務所及び農林水産省大臣官房予算課から講師を招いて北海道農政事務所本所（白石庁舎）職員を対象に実施。

- ①実施日：平成30年10月3日（水）
- ②場 所：北海道農政事務所 第2ビル3階大会議室
- ③内 容：独占禁止法及び入札談合関与防止法
（講師：公正取引委員会北海道事務所経済係長 舘石晃大）
農林水産省発注者綱紀保持対策
（講師：大臣官房予算課会計指導第2係長 執行能弘）
- ④対象者：北海道農政事務所本所（白石庁舎）職員
- ⑤参加人数：43名

(3) 全職員対象研修（発注者綱紀保持対策eラーニング研修）の実施状況について

各地方支分部局等を含む農林水産省の全ての職員を対象に実施。

- ①実施期間：平成30年11月26日（月）～平成30年12月21日（金）
- ②対象者：北海道農政事務所全ての職員（育休・休職・長期病休者除く）
- ③受講率：98.7%

（4）退職予定職員に対する退職前研修

今年度から、人事担当者が退職予定職員に対して行う退職前研修及び個別説明会において、契約関係（独占禁止法、官製談合防止法及び発注者綱紀保持規程関係）の研修も併せて行うこととなったため、人事担当者及び会計事務担当者等と連携、協力し対応する。

（5）事業者への周知

発注者綱紀保持の取組みを引き続き実施し、関係業者に対して周知する。

- ①入札公告に発注者綱紀保持の取組みを掲載
- ②北海道農政事務所ホームページへの資料掲載
 - ・発注者綱紀保持対策に関する事業者の皆様へのお知らせ
 - ・北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会設置要領
 - ・農林水産省発注者綱紀保持規程
 - ・発注者綱紀保持委員会規則
 - ・農林水産省発注者綱紀保持マニュアル
- ③事務室受付カウンターへの資料提示
 - ・発注者綱紀保持対策に関する事業者の皆様へのお知らせ

（6）第三者からの不当な働きかけに関する報告事案

平成30年12月31日現在、該当なし。